

平成 29 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤ ギ
代表者名 代表取締役社長 八木 隆 夫
(コード 7460 東証第2部)
問合せ先 執行役員管理本部長 三浦 明 石
(TEL 06-6266-7300)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定について決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

当社は、会社法および会社法施行規則にもとづき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役、従業員を含めた行動指針としてコンプライアンスマニュアルを定め、企業倫理、法令遵守（コンプライアンス）の徹底を図る。
2. コンプライアンスの実効性を高めていくことを目的として代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。同時にコンプライアンスに反する社内不正行為の未然防止や早期発見を的確に行うためにヘルプライン（社内報告・相談制度）を導入することとする。
3. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方として、「反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係をもってはならない。」旨をコンプライアンスの行動指針に規定している。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、取引基本契約への「暴力団排除条項」の導入を進め、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で、速やかに関係を解消する取り組みを行っている。
4. 取締役会については、取締役会規程が定められており、毎月1回これを開催することを原則とし、必要に応じて適時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に職務執行を監督する。
5. 取締役の職務執行については監査等委員会の定める監査の方針等に従い、各監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）の監査対象となっている。取締役（監査等委員である取

締役を除く。)が他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用および評価を行う。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

議事録、稟議書、各種契約書、その他業務の執行状況を示す主要な文書の取り扱いに関しては、文書取扱規程に従い保存しかつ管理することとする。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、個々のリスクについては、それぞれに対応する組織にて各取締役が責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定を行うこととする。
2. 不測の事態の発生に備え、リスク管理規程にもとづき緊急事態対策規程を策定し、有事の際に適切な情報伝達と対応行動ができるように体制を整備する。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定例で毎月1回、その他必要に応じて適時開催し、当社の経営方針等の重要事項に関する意思決定を行うものとする。取締役会の決定にもとづく業務執行については、社内規程において、執行手続の詳細について定めることとする。

V. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. グループ会社における業務の適正を確保するため、ヤギグループ運営方針を定めており、その指針に沿って運営を行うものとする。
2. グループ会社における財務報告の信頼性を確保するため、ヤギグループ連結会計方針を定めており、適正な会計処理を行うとともに、内部統制を整備・運用する。
3. グループ会社に影響を及ぼす重要な事項については、関係会社管理規程に従い、関係会社会議等を開催し、多面的な検討を経て慎重に意思決定を行うものとする。

VI. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から1名配置する。この監査等委員会スタッフの取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するため、同スタッフの考課は監査等委員が行い、また任命や異動については事前に監査等委員会の同意を得ることとする。なお、同スタッフは監査等委員の指示により、内部統制グループが行う監査業務を補助することができるものとする。

VII. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告すべき事項については社内規程等にもとづき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。監査等委員は、経営会議その他重要な会議に出席し取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができることとする。
2. ヘルプライン（社内報告・相談制度）を適切に運用することによりコンプライアンス上の問題について監査等委員への報告体制を確保するものとする。

以 上